

令和元年第10回教育委員会定例会

開会年月日 令和元年5月24日（金）

場 所 旭丘小学校 会議室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 新 井 良 保
同 委 員 伊 神 泉

議 題

1 議案

- (1) 議案第18号 「練馬区立図書館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和元年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について
- ② 令和元年第二回練馬区議会定例会への子ども家庭部関連議案の提出依頼について
- ③ その他
 - i その他

5 視察

(1) 旭丘小学校における授業

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 10時46分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	堀 和 夫
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
子ども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 子ども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	加 藤 信 良

会議に欠席した者の職・氏名

子ども家庭部長	小 暮 文 夫
子ども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	武 熊 雅 郎

教育長

ただいまから、令和元年第10回教育委員会定例会を開催する。

本日は、旭丘小学校の会議室をお借りして出前教育委員会として行。学校の皆様に

はご協力いただき、感謝申し上げます。

また、本日は、案件の最後に視察と、午後1時45分から特別支援棟の体育館で児童の皆さんとの意見交換会を予定している。進行について、ご協力をお願いします。

なお、本日は、こども家庭部長及び練馬子ども家庭支援センター所長は公務により欠席をさせていただく。よろしくをお願いします。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案1件、陳情11件、協議1件、教育長報告2件である。

(1) 議案第18号 「練馬区立図書館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

初めに、議案である。

議案第18号「練馬区立図書館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

それでは、この議案について説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

今、説明があったが、練馬区には図書館が12館あり、既にそのうちの9館を指定管理ということで民間事業者が実質上運営している。残り3館のうちの1館である石神井図書館に新たに指定管理者制度を導入したいということで、条例の改正を区長に依頼するという内容である。

この議案について、何かご質問、ご意見はあるか。

伊神委員

今まで年数を踏んで指定管理を導入しているということであるが、これを見ると滞りなくスムーズに運営されていることがわかる。何か利点があると思われるので、今後も順番に滞りなくやってほしいと思う。

教育長

ありがとう。これまでの指定管理館の評価はどうなのか。

光が丘図書館長

現在、9館それぞれ順調に運営しており、館の特色を生かした事業なども行っている。モニタリングの評価も実施しているが、区民の利用者の満足度も年々上がっている状況である。

教育長

評判は良いということである。

ほかにかがか。

新井委員

光が丘図書館は、いつ指定管理者制度を導入するのか教えていただきたい。

光が丘図書館長

現在は、来年から石神井図書館で指定管理者制度を導入することが決まっており、練馬図書館についても、今後、工事などを予定しているので導入時期について検討しているところである。光が丘図書館については、今後、サービスの向上と効率的な運営に向けて検討していく。

教育長

ほかにかがか。

高柳委員

先ほどの説明で、指定管理者制度では民間の知恵や工夫を活用していきたいと、それにより、よりよい図書館運営をしていきたいということであった。具体的に、どういうところに民間の知恵や創意工夫があらわれているのか教えていただきたい。

光が丘図書館長

まず、専門性の向上ということで、現在、指定管理者を導入する場合、司書資格を有する者を5割以上と定めている。図書館司書の資格を持っている有資格者が、レファレンスや貸し借りというところで、専門性を生かしながら事業を展開できるということが一つある。

また、司書資格を持っている者を雇うときに、区民雇用の拡充などにより地域経済の活性化にも多少つながっているところもある。

また、サービスの内容であるが、やはり民間のノウハウ、機動力や柔軟性を活用し、各施設の特色を生かした事業の拡大などを行っている。

また、施設の管理も一体化して運営できるので、管理費の面で経費の削減につながっている館もある。

高柳委員

わかった。民間の知恵や機動力など、いろいろと活用しているということなので、今後ともよろしく願いたいと思う。

坂口委員

私も利用者として地域の図書館によく行っているが、地域と一体化しようという職員の姿勢を非常によく感じる。情報をきちんと展示していたり、学校とのつながりを工夫していたり、地域の高齢者の人たちのために出前図書館をやっていたり。それから、私の行っているところでは、農家の方と連携して広場でマルシェをやっていたり等、まち

の図書館というような位置づけで非常に頑張っているなと思っている。それは指定管理の前のときにはなかったことだと思う。

教育振興部長

指定管理者のメリットについては、今、図書館長がご説明したとおりである。制度としては法改正により平成15年からできるようになり、練馬区では、平成21年度に南田中図書館で開設と同時に導入している。この南田中図書館は南田中小学校と隣接しているので、学校との連携を導入している。また、ほかの図書館では、直営の時代から各館の特色である、例えば稲荷山では昆虫だとか、小竹では芸術性、特に音楽系の文献やCDをそろえるといったことを行っている。また、ただいま委員からお話のあった大泉図書館では、農と関係があるということで、そういった特色のある蔵書の確保やイベント等を行ってきたところである。指定管理者の導入にあたっては、そういった直営時代からの特色を継承させ、また発展させていくということで、図書館の貸し出し業務に限らず、地域の方々と連携した事業を展開している。

また、正規職員で運営していると、繁忙期や閑散期のときに柔軟な対応ができないところがあるので、臨時職員、非常勤職員等を導入して、繁忙期には人員を増強するといった民間ならではの経営ができるものと考えている。

経費の削減、人員の削減だけでなく、図書館の総合的な運営の拡充を図るために、今後も図書館の指定管理者については推進をしていきたいと考えている。

教育長

今、区の考えを部長が説明してくれた。

何かほかにあるか。よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第18号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第18号については承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕

- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情11件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。継続審議中の協議案件1件については、本日のところは継続として、次回以降に協議を行いたいと思うので、よろしく願います。

- (1) 教育長報告

- ① 令和元年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について
- ② 令和元年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
- ③ その他
 - i その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は2件、ご報告をする。それでは、報告の①番について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

毎年、この時期に5月1日現在の子供の数を中心とした状況を公表させていただいている。

この件について、何かご質問、ご意見あったらお出しいただきたい。いかがか。

高柳委員

今、報告を聞いて、特別支援学級については知的障害や難聴、言語、弱視の学級数が何年も前から比べると着実に増えてきており、地域や状況に応じた学級数の設置が工夫されているのだなと感じた。学級をつくったりするのにいろいろと努力が要ると思うが、着実に進めていただきたいと思う。特別支援教育の理念が生かされているのではないかなと思う。

質問である。小学校や中学校の通常学級において、許容範囲の学級数を超えている学校が幾つかあると思う。今までも通学区域の変更など、いろいろな工夫をされていると思うが、現状、このような学校ではどのような配慮をしているのか教えていただきたい。

教育施策課長

練馬区においては、12学級から18学級を適正規模としており、小学校については24学級までを許容範囲としている。すぐに通学区域の変更というよりは、各学校の創意工夫の中で、デメリットについては解消していただくというのが基本的な対応である。教育委員会としては、学校と連絡をとりながら状況把握に努め、必要な支援等を行っている状況である。

教育振興部長

まず初めに、低学年が35人で1クラス、中学年以上については40人で1クラスといった国基準については当然厳守でやらせていただいている。委員からのご指摘は、学校の規模として一定のクラス以上になる学校については、課題ではないかということだと思う。確かに、一番突出している中村小学校で1,000人を超える生徒数、29学級というのは、ただいま申し上げた適正な18学級以内という内容を大幅に超過しているところである。

学級数の増加については、まず、流入してくるお子さんをできる限り抑制していく。お兄さん、お姉さんが5年生以下にいらっしゃる方については、指定校変更を容認するとしても、新規の方々はできる限り抑制し、昨年度水準の微増で何とか推移しているところである。

また、学級増に伴う教室の不足については、学校のご理解をいただきながら、特別教室や会議室を一時的に転用し普通教室として活用することで対応しているところである。

実際に学区の変更を行うこともあるが、コミュニティを分断してしまう要因にもなるわけであり、学級増の抑制や、増加した場合には教室の転用、そして、最終的には学区の変更等を織りまぜながら行っていきたいと思っている。課題としては十分認識を

しているので、よろしく願います。

高柳委員

関連してであるが、学級数が多い学校では、人事面の配慮があるように思う。どういった配慮をしているのか、教えていただきたい。

教育指導課長

先ほどの中村小学校については、29学級になったので、国の教員の配置基準により、今年度から副校長が2人の配置となった。区としても、このような大規模校については、学校生活支援員をほかの学校と同じぐらいの割合になるように多目に配置をし、また臨時の学校生活支援員も配置することで均等化を図っているところである。

高柳委員

わかった。

新井委員

6ページ、7ページの特別支援学級のことについてお伺いしたい。

難聴学級、言語学級、それから弱視学級では、いろいろなご苦労があるかと思う。それぞれ、教員の専門性、資質の向上ということを含めて、いろいろな研修等も多分組まれていると思うが、その辺の現状を聞かせていただきたい。

また、拠点校と巡回校のコミュニケーションがとても大切だと考えている。この拠点校と巡回校の先生方のコミュニケーションの頻度や、専門性向上のための研修等の状況について教えていただきたい。

学務課長

まず、1点目の難聴、言語、弱視それぞれの先生の研修についてである。まず、先生方皆さんにお集まりいただいて、日々の連絡、情報交換、それから、生徒を見る技術の向上に努めているところである。また、各学校から研修等の依頼等があれば、必要に応じて講師を選任し行っているところである。日々そういった取組を行いながら、それぞれの技術の向上に努めているということである。

また、2点目のご質問の特別支援教室の拠点校と巡回校の関係である。実際に巡回している先生方の連絡会を設けており、昨年度であると、おおむね2カ月から3カ月に1回程度、私どもを含め全員で集まっている。そういった連絡会で、実際に巡回校に行っても、初めは誰ですかと認識してもらえないといった課題がありながら、教室での子供の見立ても含めて、中に入っていくとようやく仲間として認められて、連携のコミュニケーションがとれているということも聞いている。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校での打ち合わせ等にも入っていただきながら、子供たちの支援をやっていただいている。

新井委員

基本的に各学校に、特別支援教育コーディネーターの先生方が校長先生に任命されていると思う。大体1名か2名、状況に応じてだと思うが、何名が任命されているのか。

学務課長

校内委員会であるが、ここに実際に参加しているのは学校長、特別支援教育コーディネーター、通常の学級の担任であったり、生活指導主任だったり、養護教諭である。特別支援コーディネーターについては、学校長が1名指名している。

教育指導課長

特別支援教育コーディネーターであるが、校長からの指名のもと複数配置をしている学校もある。各学年に配置をし、統括している特別支援教育コーディネーター1名を区にお届けいただいている。そのような学校もある。

また、特別支援教育に関する研修であるが、特別支援教育の拠点校の先生や特別支援学級の先生方だけでなく、通常の学級で担任をしている先生方にとっても特別支援教育の研修は大変重要なものである。定期的な研修の開催、それから、夏に特化した開催なども含めて、指導力を向上させているところである。

新井委員

ありがとう。

特に難聴、あるいは弱視学級の場合、かなりの専門性が要求される。免許のことであるが、担当の先生で、いわゆる盲、聾、それから要支援教育教諭の免許を持たれている方の大体の割合を教えていただければと思う。

教育長

今わからないので、また改めて個別に対応させていただく。

新井委員

結構である。基本的には免許がなくても採用できるが、免許があることによって、専門性が担保されると考えている。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。

それでは、次に移りたいと思う。報告の②番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

今、説明のあった条例について、つぎの練馬区議会に提出するということである。これについて、何かご質問、ご意見はあるか。

坂口委員

特別の研修を行うとあるが、その研修の内容や期間について教えていただきたい。

子育て支援課長

研修の内容であるが、これは児童に対応するために一般的に必要とされるものを網羅する形になる。例えば、児童の心理、児童の健康状態であるとか、あるいは、今よくある虐待を早期に対応するためにはどうしたらいいのか等、そういった児童に対応するための知識をワンセットで研修するというものであり、丸4日間にわたって研修を行う。

教育長

ほかにいかがか。

伊神委員

ねりっこクラブに移行する学童クラブは、学校内という形になると思うが、施設的に満たされていない学校は多々あると思う。今回、ここに記載されている施設は、そのまま開設できる学校施設になるのか。

子育て支援課長

施設については、本条例を立てる前にしっかりと内容を確認し、段取りも整えている。その点は大丈夫である。

伊神委員

これからではないということか。

子育て支援課長

そうである。

伊神委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の②番について終わらせていただく。
それでは、その他の報告は何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

それでは、この後は授業の視察である。

本日の定例会は、授業視察の終了をもって閉会とさせていただきます。